

第6章 その他統計・資料

(2)実用新案制度

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3		4		5		備考
			現の地代理要人性	審査制度	存続期間		異議申立		無効審判		
					起算日	年(間)	起算日	期間	起算日	期間	
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	要	○	出願	10	公開	60日	●		
	BH	バーレーン	-	○	出願	10	×(備1)		●(備2)		(備1)情報提供制度あり。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。
	CN	中国	要	×	出願	10	×		○		
	HK	香港	要	×	出願	8	×		●		短期特許と規定されている。
	ID	インドネシア	要	○	出願	10	公開	3月	○		Simple Patentと規定されている。
	JP	日本	要	×	出願	10	×(備)		○		(備)情報提供が行える。
	KH	カンボジア	要	×	出願	7	×		●		
	KR	韓国	要	○(備1)	出願	10	×		登録	3月(備2)	(備1)審査請求制度(出願日から3年)がある。 (備2)登録から3月間は何人も請求できる。その後は利害関係人又は審査官のみ請求できる。
	KW	クウェート	要	×	出願	7	公開	2月	●		
	LA	ラオス	要	×	出願	10延2	×		×		Petty Patentと規定されている。
	MN	モンゴル	要	○	出願	7	×		○		
	MO	マカオ	要	○	出願	6延2ずつ2回	×(備)		●		(備)情報提供が行える。
	MY	マレーシア	要	○	出願	10延5ずつ2回	×		●		
	OM	オマーン	要	○	出願	10	×		●		
	PH	フィリピン	要	×	出願	7	×		○		
	TH	タイ	要	×	出願	6延2ずつ2回	公報	1年	●		
	TW	台湾	要	×	出願	10	×		○		
	VN	ベトナム	要	○	出願	10	公開	(備)	○		(備)公開日から権利付与の決定までの間。
	ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブーダ	要	○	出願	7	-		●	
AR		アルゼンチン	要	○	出願	10	公開	60日	●		
BO		ボリビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
BR		ブラジル	要	○	出願	15	×(備)		○		(備)情報提供制度あり。
BZ		ベリーズ	要	○	出願	7	-		●		
CL		チリ	要	○	出願	10	公開	45日	●		
CO		コロンビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
CR		コスタリカ	要	○	出願	10	公開	1月(備)	○		(備)最初の公告(公開)日から起算する。
EC		エクアドル	要	○	出願	10	公開	60日	○		
GT		グアテマラ	要	○	出願	10	×(備)		○		(備)情報提供制度(登録の公告から2月間)あり。
HN		ホンジュラス	要	○	出願	15	公開	(備)	○		(備)最初の公告(公開)日から最後の公告日までの間。
KN		クストファー・ネービス	要	×	出願	7	×		●		
MX		メキシコ	要	○	出願	10	×		○		
NI		ニカラグア	要	○	出願	10	×(備)		●		(備)情報提供制度あり。
PA		パナマ	要	○	出願	10	公開	2月	○		
PE		ペルー	要	○	出願	10	公開	60日	○		
SV		エルサルバドル	要	○	出願	10	×		●		
TT		トリニダード・トバゴ	要	×	出願	10	×		○		
UY		ウルグアイ	要	○	出願	10延5	×(備)		○		(備)情報提供制度(出願公開から60日以内)あり。
VC	セントビンセント	要	×	出願	10	公開	2月	●			

州名	国コード	国又は地域名	1 現 地 代 理 要 人 性	2 審 査 制 度	3 存続期間		4 異議申立		5 無効審判		備考
					起算日	期 間 年 間	起算日	期 間	起算日	期 間	
ヨ ロ ッ パ	AL	アルバニア	要	×	出願	10	公報	9月	●		
	AM	アルメニア	要	○	出願	10	×		○		
	AT	オーストリア	要	×	出願(備)	10	×		○		(備)出願された月の末日から起算する。
	AZ	アゼルバイジャン	要	×	出願	10	公開	6月	○		
	BG	ブルガリア	要	×	出願	4延2ずつ2回	×		○		
	BY	ベラルーシ	-	×	出願	5延3	×		●		(備)権利有効期間中。
	CZ	チェコ	要	×	出願	4延3ずつ2回	×		○		
	DE	ドイツ	要	×	出願(備)	3、延3、更に2ずつ2回	×		○		「(備)」出願された日の翌日から起算する。
	DK	デンマーク	要	×	出願	3延第1回3年、第2回4年	×		○		
	EE	エストニア	要	-	出願	4延第1回4年、第2回2年	×		●		
	ES	スペイン	要	×	出願	10	公開	2月	○		
	FI	フィンランド	要	×	出願	4延第1回4年、第2回2年	×		○		
	FR	フランス	要	×	出願	6	×		●		
	GE	ジョージア	要	×	出願	10	公報	3月	●		(備)利害関係人は再審査を請求することができる。また、無効を裁判所に提訴することもできる。
GR	ギリシャ	要	×	出願(備)	7	×		○		(備)出願日の翌日から起算する。	
HU	ハンガリー	要	×	出願	10	×		○			
バ ル ク ン 半 島	IT	イタリア	要	×	出願	10	×		●		
	KG	キルギス	要	×	出願	5延3	公報	(備)	×		(備)権利存続期間中。
	KZ	カザフスタン	要	×	出願	5延3	(備)		○		(備)権利存続期間中。
	MD	モルドバ	要	×	出願	6(備)	公報	6月	●		(備)出願日から5年6月以内に調査請求することにより、最長4年延長できる。
	NL	オランダ	要	×	出願	6	×		○		短期特許として規定されている。
	PL	ポーランド	要	○	出願	10	公報	6月	○		
	RO	ルーマニア	要	×	出願	6延2ずつ2回	×		○		
	PT	ポルトガル	要	○	出願	6延2ずつ2回	公開	2月	●		
	RU	ロシア	要	×	出願	10延3	×		○		
	SK	スロバキア	要	○	出願	4延3ずつ2回	公開	3月	○		
	TJ	タジキスタン	要	×	出願	10	公開	2月	○		
	TR	トルコ	要	×	出願	10	公開	3月	●		(備)方式上の欠陥を理由とするときのみ。
	UA	ウクライナ	要	×	出願	10	×		○		
	UZ	ウズベキスタン	要	×	出願	5延3	×		○		
ア フ リ カ	AO	アンゴラ	要	×	出願	5延5ずつ2回	×		●		
	BF	ブルキナファソ	要	○	出願	10	×		●		
	BJ	ベナン	要	○	出願	10	×		●		
	BW	ボツワナ	要	○	出願	7	×		●		
	CF	中央アフリカ	要	○	出願	10	×		●		
	CG	コンゴ共和国	要	×	出願	10	×		●		
	CI	コートジボール	要	○	出願	10	×		●		
	CM	カメルーン	要	○	出願	10	×		●		
	EG	エジプト	要	○	出願	7	公開	60日	●		
	ET	エチオピア	要	×	出願	5延5	×		●		
GH	ガーナ	要	×	出願	7	×		●			

第6章 その他統計・資料

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3		4		5		備考
			現の 地必 代要 理人 性	審 査 制 度	存続期間		異議申立		無効審判		
					起 算 日	期 間 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
ア フ リ カ	GN	ギニア	要	○	出願	10	×	×	●		
	GQ	赤道ギニア	要	○	出願	10	×	×	●		
	GW	ギニアビサウ	要	○	出願	10	×	×	●		
	KE	ケニア	要	×	登録	10	×	×	●		
	KM	コモロ	要	○	出願	10	×	×	●		
	LS	レソト	要	×	出願	7	×	×	●		
	ML	マリ	要	×	出願	10	×	×	●		
	MR	モーリタニア	要	○	出願	10	×	×	●		
	MZ	モザンビーク	-	○	出願	15	×	×	○		
	NE	ニジェール	要	○	出願	10	×	×	●		
	RW	ルワンダ	要	×	出願	10	×	×	●		
	SN	セネガル	要	○	出願	10	×	×	●		
	SZ	スワジランド	要	×	出願	7	×	×	●		
	TD	トーゴ	要	○	出願	10	×	×	●		
	TG	チャド	要	○	出願	10	×	×	●		
	TZ	タンザニア(旧ザンジバル)	要	×	出願	10	×	×	●		
UG	ウガンダ	要	×	登録	7	-	-	●			
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	要	○(備)	完全	8	×	×	●		Innovation Patentとして規定されている。 (備)権利行使する際又は第三者が権利の無効を主張する際は審査請求して権利の有効性を証明しなければならない。
	TO	トンガ	要	×	出願	7	×	×	●		
国 際 機 関	AP	アフリカ地域工業所有権機関 (ARIPO)	要	○	(備1)		×	×	(備2)		(備1)各指定国の国内法に規定される期間。 (備2)各指定国の国内法による。
	OA	アフリカ知的財産権機関 (OAPI)	要	×	出願	10	×	×	●		

資料：特許庁「平成26年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

注：

1 現地代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とする」ことを示す。

2 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。

3 存続期間の「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。

4 異議申立の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

5 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、この無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「登録」は実用新案登録日を、起算日とすることを示す。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先：国際協力課